

2022(令和4)年度支部事業報告(上半期)について

令和4年10月17日

第72回香川支部評議会



全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ

目次

1. 基盤的保険者機能関係

① サービススタンダードの達成率	1
② 現金給付等の申請に係る郵送化率	2
③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	3
④ 限度額適用認定証の利用促進	4
⑤ 被扶養者資格の再確認の徹底	5
⑥ 効果的なレセプト点検の推進	
(1) 内容点検	6
(2) 資格点検・外傷点検	7
⑦ 保険証回収の推進	8
⑧ 債権回収の推進	9

2. 戦略的保険者機能関係

⑨ 生活習慣病予防健診（被保険者）受診率の向上	10
⑩ 事業者健診データの取得率の向上	11
⑪ 特定健診（被扶養者）受診率の向上	12
⑫ 特定保健指導実施率の向上	13
⑬ 重症化予防対策の推進	14
⑭ コラボヘルスの推進	15
⑮ ジェネリック医薬品の使用促進	16
⑯ 広報活動	17
⑰ 地域関係団体等への意見発信	18

3. 組織・運営体制関係

⑱ コスト削減等	19
----------	----

1. 基盤的保険者機能関係 ①サービススタンダードの達成率

事業内容

●現金給付のうち加入者の生計維持に強くかかわる傷病手当金等は、受付から支払までの期間について10営業日をサービススタンダードとして設定し、迅速な支給決定を順守する。

取組

- 受付から支払までの進捗状況を管理する。
- 職員の多能化に取組み、生産性の向上を図る。

実施結果

- 令和4年度8月までのサービススタンダードの達成率は100%であり、令和元年度以降達成率100%を継続している。
 - ・平均所要日数は6.37日で、協会全体7.73日よりも1.36日短縮して支給決定できた。

今後の対応

- 引き続きサービススタンダードを順守できるよう進捗状況の管理を図るとともに、職員の多能化等の取組や今後予定されているシステム刷新による事務処理の見直しにより、より一層の効率化を図る。

K P I	サービススタンダード10日以内の達成率を100%とする		
実績	令和4年度8月実績 (対前年度同期比)	令和3年度実績	(参考) 協会全体
	100% (±0.00ポイント)	100%	99.98%

※「協会全体」は令和4年8月末時点

1. 基盤的保険者機能関係 ②現金給付等の申請に係る郵送化率

事業内容

●現金給付等の申請に関して郵送による手続きを原則としている。このため、申請書配付等にご協力いただける関係先の確保に努めるとともに、全ての手続きは郵送で可能であることを各種広報媒体により周知している。

取組

- 市町・商工団体および医療機関に対し、協会の申請書の設置と配付を依頼する。
- 納入告知書同封チラシやメールマガジン等による広報を実施する。

実施結果

- 令和4年度8月末までの郵送化率は91.4%と前年度と同水準を維持している。

今後の対応

- 従来を取組を継続し、加入者の方へ積極的に広報を実施していく。

K P I	現金給付等の申請に係る郵送化率を95.5%以上とする		
実績	令和4年度8月実績 (対前年度同期比)	令和3年度実績	(参考) 協会全体
	91.4% (±0ポイント)	91.0%	95.5%

※「協会全体」は令和4年8月末時点

1. 基盤的保険者機能関係 ③柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

事業内容

●柔道整復施術療養費において健康保険給付としての取り扱いに疑義がある申請に対しては、患者や柔道整復師あての照会などをおし、施術を適正に受けていただくよう啓発している。

取組

- 疑義がある申請に対し、患者照会を実施する。
 - ・適正な受療についてご理解いただくよう啓発文書を同封した文書を送付する。
- 施術を行った柔道整復師に対し文書照会等を行い、施術内容を確認する。
 - ・患者照会の結果、業務上での負傷等、健康保険が適用されないとの疑いが生じたものについて照会する。
- 啓発用ポスターの制作
 - ・患者向けに、健康保険が適用される場合について正しい知識をご理解いただく。

実施結果

- 令和4年度7月までの負傷箇所3部位かつ月受診15日以上の比率は、0.15%であり、前年度以下とするKPIの水準を維持している。
- 香川県保険者協議会及び参加団体と連携し、四国厚生支局の後援のもと啓発用ポスターを制作。（10月発送予定）

今後の対応

- 制作したポスターを配付し、適正受診についての啓発を図る。

K P I	柔道整復施術療養費の申請に占める施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について 対前年度（0.17%）以下とする		
	令和4年度7月実績 (対前年度同期比)	令和3年度実績	(参考) 協会全体
実績	0.15% (-0.02ポイント)	0.19%	0.88%

※「協会全体」は令和4年6月末時点

1. 基盤的保険者機能関係 ④限度額適用認定証の利用促進

事業内容

●医療機関等を受診し自己負担額が高額になった際に一時的な自己負担を軽減し、高額療養費の申請を行わなくても済むよう、限度額適用認定証の利用促進に努めている。

取組

- 県内の主要医療機関に対し、申請様式の設置と入院時における配付・利用案内を依頼する。
- 納入告知書同封チラシ・メールマガジン等による周知広報を行う。

実施結果

●令和4年度8月までの実績は88.7%と前年度と同水準を維持している。

今後の対応

●引き続き加入者への周知広報および医療機関内での申請書配付・案内を働きかけていく。

実績	令和4年度8月実績 (対前年度同期比)	令和3年8月実績	(参考) 協会全体
	88.7% (+0.5ポイント)	88.2%	—

※限度額適用認定証：医療費が高額になりそうな時に保険証と併せて医療機関等の窓口に表示することで、1カ月の窓口での支払いが所得区分に応じた自己負担限度額までとなるもの

1. 基盤的保険者機能関係 ⑤被扶養者資格の再確認の徹底

事業内容

●被扶養者が就職等で資格を喪失した場合、被扶養者の解除の届出と保険証の返還が必要となる。この届出が提出されないまま本来使用できないはずの保険証によって受診されることによる返納金の発生を抑制するため、毎年被扶養者資格の再確認を行っている。

取組

●香川県社会保険労務士会、日本年金機構へ協力依頼を実施。

今後の対応

- 納入告知書同封チラシ・メールマガジン等による周知広報を実施する。
- 提出期限を過ぎた未提出事業所へ届出様式を再送付する。
- 未提出事業所の分析を行い、効果的な再提出勧奨を実施する。

K P I	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.6%以上とする		
実績	令和4年度実績 (対前年度比)	令和3年度実績	(参考) 令和3年度協会全体
	-	93.49% (全国10位)	91.27%

1. 基盤的保険者機能関係 ⑥- (1) 効果的なレセプト点検の推進 (内容点検)

事業内容

● 診療報酬等明細書 (以下「レセプト」) は全件、社会保険診療報酬支払基金 (以下「支払基金」) による診療内容の一次審査の後、協会においても内容点検として再度診療内容や投薬状況などを点検している。

取組

- 点検員の研修・勉強会を通して点検の高度化を図る。
- 自動点検などシステムを活用した点検の効率化を図る。(再審査請求件数9,232件 ※令和4年9月末時点)

実施結果

- 令和4年度上半期は、2,321,480件のレセプト請求があった。
- 内容点検においては、令和4年度上半期査定件数は3,345件、査定金額は3,045万円となった。

今後の対応

- 引き続き点検員のスキルアップやシステム点検のさらなる活用により、効果的な点検を図っていく。
- 支払基金と積極的に協議を行い、審査基準の支部間差異解消を図る。

K P I ①			
社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度 (0.346%) 以上とする			
実績①	令和4年度上半期実績 (対前年度同期比)	令和3年度実績	(参考) 協会全体
	0.309% (全国28位) (-0.064ポイント)	0.346%	0.330%

※「協会全体」は令和4年6月末時点

K P I ②			
再審査1件当たりの査定額を対前年度 (10,837円) 以上とする			
実績②	令和4年度上半期実績 (対前年度同期比)	令和3年度実績	(参考) 協会全体
	9,621円 (全国5位) (+1,126円)	10,837円	6,889円

※「協会全体」は令和4年6月末時点

1. 基盤的保険者機能関係 ⑥- (2) 効果的なレセプト点検の推進（資格点検・外傷点検）

事業内容

- 資格喪失後の受診などで健康保険の資格がない期間の診療報酬が請求されていないかを「資格点検」として点検している。
- 請求されたレセプトの中に外傷性の傷病がある場合、交通事故や業務上の傷病など保険が適用されない第三者の行為等によって被った傷病の有無を「外傷点検」として点検している。

取組

- 資格点検では、システムを活用し資格に疑義のあるレセプトについて医療機関への受診状況の文書照会および電話での照会を実施。
- 外傷点検では、受診者に対する負傷原因照会を実施する。
- 負傷原因届などに基づき、第三者行為による傷病が判明した方へ第三者行為届の提出を勧奨し、加害者に対する損害賠償請求を実施する。

実施結果

- 資格点検においては、4年度第1四半期効果額（資格期間外の医療費）が加入者1人当たり903円となった。
（参考：3年度効果額1,666円）
- 外傷点検においては、4年度第1四半期効果額（保険適用とはならない医療費）が加入者1人当たり102円となった。
（参考：3年度効果額535円）

今後の対応

- 引き続き資格点検では、効率的にシステムを活用し必要に応じて医療機関への照会を行い、受診者本人への返還請求を確実に実施していく。
- 引き続き外傷点検では、受診者本人への負傷原因照会を行い、必要に応じて第三者行為届の提出勧奨を確実に実施していく。

1. 基盤的保険者機能関係 ⑦保険証回収の推進

事業内容

●退職など資格を喪失し、日本年金機構へ資格喪失届を提出する際には保険証を添付することになっている。その際、添付ができなかったものについて、喪失後受診による返納金債権発生防止のため、保険証返却・回収の徹底を図っている。

取組

- 本人向けに通知を実施する。
- 回収率が低いもしくは無資格受診による債権発生の多い事業所あてに啓発文書を送付する。

実施結果

- 本人向け通知の実施（文書催告6,619件、電話催告142件 ※令和4年8月末時点）
- 保険証の未回収者の多い事業所への周知文書の送付（R4.9月 36件、内2件は事業所訪問にて依頼）

今後の対応

- 引き続き広報などで周知を図っていく。
- 事業主などへ保険証の早期回収と回収後の保険者あて早期提出の重要性について、年度末の資格喪失届の増加する時期前に、無資格受診の多い事業所等あてに回収啓発文書を送付する。

K P I	日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度（87.77%）以上とする		
実績	令和4年度上半期実績 (対前年度同期比)	令和3年度実績	(参考) 協会全体
	90.59% (全国31位) (+0.72ポイント)	87.77%	86.75%

※「協会全体」は令和4年7月末時点

1. 基盤的保険者機能関係 ⑧債権回収の推進

事業内容

●資格喪失日後や被扶養者削除後の受診にかかる無資格受診による返納金は、協会における返納金債権の大きな発生原因となっており、協会けんぽでは発生した返納金債権の速やかな回収に取り組んでいる。

取組

- 速やかに債務者あてに告知する。
- 納付期限を1か月以上経過しても納付や連絡がない債務者あてに催告状を送付する。
- 資格喪失後に国民健康保険に加入した債務者について、債務者の一時的な負担を軽減するため、協会けんぽと国民健康保険との間で返納金・療養費の保険者間調整を実施する。
- 納付がない債務者に対し、裁判所による支払督促など法的手続きを実施する。

実施結果

- 債務者告知の実施（調定件数 453件、調定金額 2,148万円、回収金額 608万円 ※令和4年7月末時点）
- 返納金・療養費の保険者間調整の実施（調整金額 94万円 ※令和4年7月末時点）

今後の対応

●引き続き、保険証回収の取組のほかに、早期催告、保険者間調整の件数拡大、繰り返し催告に応じない債務者に対する法的措置を行うなど、債権回収の取組の強化を図る。

K P I	返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る）の回収率を対前年度（73.60%）以上とする		
実績	令和4年度上半期実績 （対前年度同期比）	令和3年度実績	（参考）協会全体
	28.20%（全国15位） （-11.36ポイント）	73.60%	22.86%

※「協会全体」は令和4年7月末時点

2. 戦略的保険者機能関係 ⑨生活習慣病予防健診（被保険者）受診率の向上

事業内容

●35歳以上の被保険者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診項目に加え、がん検査を含む生活習慣病予防健診を行う。

取組

- 生活習慣病予防健診実施機関の拡充を図る。
- 集団健診の実施による受診機会の拡大を図る。
- 未受診者へのアンケート調査を実施することにより、未受診理由を把握し、効果的な受診勧奨につなげる。

実施結果

- 生活習慣病予防健診実施機関
 - ・42機関 対前年度比増減なし
- 受診機会の拡大
 - ・検診車を活用した集団健診の実施
- 未受診事業所へアンケート調査を実施
 - ・事業所6,686件送付、981件回収（回収率14.7%）
 - ・アンケートの回答により、新規事業取組み検討、個別対応（受診案内等）を実施

今後の対応

●下期は、生活習慣病予防健診実施機関の中で人間ドックを実施している機関を把握し、生活習慣病予防健診の併用（一般健診の費用補助の適用）を推奨する。（未受診事業所へのアンケート結果より）

K P I	生活習慣病予防健診受診率を51.9%以上とする		
実績 (※参考)	令和4年度上半期実績 (対前年度同期比)	令和3年度実績	(参考) 協会全体
	19,291人 (4-6月健診分、9/28支部長会議資料) (+998人)	50.2%	53.6%

※受診率は年度終了後まで確定しないため、受診件数を掲載

2. 戦略的保険者機能関係 ⑩事業者健診データの取得率の向上

事業内容

- 事業所において労働安全衛生法に基づき行われた事業者健診データの取得に向けた取組を行う。

取組

- 労働局等と連携した事業者健診データ取得を推進する。
- 同意書および紙媒体による事業者健診データを取得する。
- 経年未受診事業所（小規模）へ事業者健診データの提出勧奨を行う。

実施結果

- 事業者健診データの取得のため、データ取得勧奨、取得データの媒体化を外部委託し、取得に向けた効率的な取組を行った。
 - ・DMの送付：1,628事業所
- 経年未受診事業所（小規模）へ事業者健診データの提出勧奨については実施を中止することとした。
中止理由：経年未受診事業所（小規模）への事業者健診データの提出勧奨については、8月に実施予定であったが、未受診事業所アンケートと対象事業所が重複するため。

今後の対応

- 下期は、外部委託による同意書および事業者健診データ取得勧奨を更に強化し、データ取得者数の増加を図る。

K P I	事業者健診データ取得率を19.1%以上とする		
実績 (※参考)	令和4年度上半期実績 (対前年度同期比)	令和3年度実績	(参考) 協会全体
	4,518人 (4-6月健診分、9/28支部長会議資料) (-84人)	12.4%	8.5%

※取得率は年度終了後まで確定しないため、取得件数を掲載

2. 戦略的保険者機能関係 ⑪特定健診（被扶養者）受診率の向上

事業内容

- 40歳以上の被扶養者を対象とするメタボリックシンドロームに着目した特定健診を行う。

取組

- 自治体のがん検診と合同で特定健診の集団健診を実施する。
- 簡易歯周病検査やオプション測定等の付加により、実施項目を充実させ、健診への受診行動を促す。
- 交通至便の良い施設等、受診しやすい環境での健診を実施する。
- 未受診者へのアンケート調査を実施することにより、未受診理由を把握し、効果的な受診勧奨につなげる。

実施結果

- 秋の集団健診（11～12月）の実施に向け、市町や歯科医師会等関係団体と調整。
- 未受診被扶養者へアンケート調査（健診結果提供依頼含む）を実施
 - ・11,960件送付
 - アンケート 408件回収（回収率3.4%）
 - 健診結果 112件提供（提供率0.9%）
 - ・アンケートの回答により、個別対応（受診案内等）を実施し、提供いただいた健診結果についてはデータとして取り込み。

今後の対応

- 秋の集団健診（11～12月）に続き、冬の集団健診の実施に向けて市町等の関係団体と調整を行う。

K P I	扶養者の特定健診受診率を32.0%以上とする		
実績 (※参考)	令和4年度上半期実績 (対前年度同期比)	令和3年度実績	(参考) 協会全体
	1,312人 (4-6月健診分、9/28支部長会議資料) (+72人)	28.0%	26.2%

※受診率は年度終了後まで確定しないため、受診件数を掲載

2. 戦略的保険者機能関係 ⑫特定保健指導実施率の向上

事業内容

- 健診受診者が自身の健康状態を自覚し生活習慣改善につながるように、保健師等による効果的な特定保健指導の提供を行う。

取組

- 協会けんぽ保健師等を活用し、保健指導の質の向上を図るとともに新たな手法を活かした実施数の増加を図る。
- 事業者健診に基づく特定保健指導の実施件数の増加を図る。
- 外部委託による健診当日の初回面接の推進を図る。
- 特定保健指導対象者個人へ直接情報提供し、認知度及び実施率の向上を図る。
- ICTを活用した遠隔保健指導等の推進を図る。

実施結果

- 協会けんぽ保健師、管理栄養士による保健指導の実施
・1,118人（本人：1,118人、家族：0人）
- 健診機関等による保健指導の実施
・675人（本人：568人、家族：107人）

今後の対応

- 下期は、新たな手法を定着させ、実施数の増加に繋げる。
- 外部委託機関によるICTを活用した保健指導の強化を図る。

K P I	①被保険者の特定保健指導の実施率を41.2%以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を29.5%以上とする		
	令和4年度上半期実績 (対前年度同期比)	令和3年度実績	(参考)協会全体
実績 (※参考)	1,793人 (4-6月健診分、9/28支部長会議資料) (-268人)	38.2%	18.0%

内訳 本人：1,686人 家族：107人

※実施率は年度終了後まで確定しないため、実施件数を掲載

2. 戦略的保険者機能関係 ⑬重症化予防対策の推進

事業内容

● 健診受診の結果、要治療と認められながら医療機関を受診していない者や血糖リスク、代謝リスクのある者に対し、生活習慣病の重症化予防のため、医療機関への受診勧奨や情報提供を行う。

取組

- 生活習慣病予防健診受診の結果、「要治療」または「要精密検査」と判定された方で、健診受診 前月・健診受診後3か月以内に医療機関への受診がない方に対し、医療機関受診勧奨文書を送付する。
- 健診結果がより重症域にある方に対し、受診勧奨文書送付に並行して、協会けんぽ保健師による電話、面談での受診勧奨を実施する。
- 健診結果から糖尿病性腎症等重症化のおそれのある方に、受診勧奨通知を送り、かかりつけ医へ持参するよう案内を行う。
- 40歳未満の血糖リスク者を対象へ健診当日に保健指導を行う。
- 代謝リスク該当者（女性）へ血糖値が高いことのお知らせと血糖値に係るパンフレットを送り、情報提供を行う。

実施結果

- 健診結果がより重症域にある方に対し、受診勧奨文書と併せ、協会けんぽ保健師または受診した健診機関の医師、保健師等による電話、面談での受診勧奨を実施した。
- 健診結果から糖尿病性腎症等重症化のおそれのある方に、受診勧奨通知を65件送付し、かかりつけ医から10件回答があった。
- 代謝リスク該当者（女性）へ血糖値が高いことのお知らせと血糖値に係るパンフレットを1,696件送った。

今後の対応

- 下期は、勉強会等を通じて協会けんぽ保健師の受診勧奨スキルを上げ、受診率の向上を図る。また、健診機関による受診勧奨を引き続き行う。

K P I	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上とする		
実績	令和4年度上半期実績 (対前年度同期比)	令和3年度実績	(参考) 協会全体
	8.95% (令和3年4-8月健診分、9/26事務連絡) (同期のデータなし)	9.54%	10.51%

※「協会全体」は令和4年4月末時点

※ 受診勧奨文書送付数1,196人 (A) 文書送付後3ヶ月以内の受診者数107人 (B) 受診率8.95% (B/A)

2. 戦略的保険者機能関係 ⑭ コラボヘルスの推進

事業内容

- 事業主と協会けんぽが協働し、事業所で働く従業員の健康の維持増進を図るため、コラボヘルス推進に向けた取組を行う。

取組

- 新規適用事業所に対し、「事業所まるごと健康宣言」のパンフレットを送付する。
- 健康宣言事業所への健康情報誌等による情報提供を実施する。
- 健康経営の普及推進に向けて、訪問勧奨等の協力事業者を公募する。

実施結果

- 協力事業者等による訪問勧奨や各種広報紙等による募集により、健康宣言事業所数の拡大を図った。
- 商工会議所及びアクサ生命保険と共催し、6月に多度津町において健康経営セミナーを開催し、健康宣言事業の普及促進を図った。
- 健康宣言事業所に対し、四半期ごとに健康情報誌等を送付して情報提供を行い、フォローアップを行った。

今後の対応

- 令和4年度下期において、協力事業者10社と情報連携を強化しながら健康宣言事業の更なる活性化を図り、健康宣言事業所の拡充・支援を行う。
また、健康宣言事業所に対して研修会を開催したり、香川県と協同して優良取組事業所に表彰を行なう等、事業所における健康づくり事業の充実・深化を図る。

K P I	健康宣言事業所数を640事業所以上とする	
実績	令和4年度上半期実績 (対前年度同期比)	令和3年度実績
	591事業所 (+190事業所)	438事業所

2. 戦略的保険者機能関係 ⑮ジェネリック医薬品の使用促進

事業内容

- 加入者の医療費負担の軽減及び協会けんぽの財政負担の軽減につながることから、ジェネリック医薬品の使用促進に向けた取組を行う。

取組

- 加入者や事業主に対し、メールマガジンや納入告知書同封チラシ等による広報を行う。
- 薬局向けジェネリック医薬品使用促進ツールを送付する。
- 県薬剤師会・17市町連名の「若年層向けジェネリック医薬品使用促進チラシ」を作成し配布する。
- ジェネリック医薬品実績リストをホームページで公開する。

実施結果

- ジェネリック医薬品以外の薬が処方されている加入者に対し、ジェネリック医薬品軽減額通知を令和4年8月に送付した。
 - ・送付件数：24,909件
- 薬局向けジェネリック医薬品使用促進ツールを6月に送付した。
 - ・送付件数：県内504調剤薬局
- ジェネリック医薬品実績リストをホームページへ掲載し、調剤薬局等へ協力依頼を行った。

今後の対応

- ジェネリック医薬品以外の薬が処方されている加入者に対し、ジェネリック医薬品軽減額通知を令和5年2月に送付予定。
- ジェネリック医薬品使用割合下位7支部として重点対策支部の指定を受けたことから、令和4年度下期においても、ジェネリック医薬品の供給状況を注視しつつ、各種広報や医療機関・調剤薬局へ協力依頼等の働きかけを行い、ジェネリック医薬品使用割合の更なる向上を図る。

K P I	香川支部のジェネリック医薬品使用割合（※1）を年度末時点で78.9%以上とする		
実績	令和4年度上半期実績 ※R4.5月診療分 (対前年度同期比)	令和3年度実績 ※R4.3月診療分	(参考) 協会全体
	77.5% (全国42位) (+0.2ポイント)	77.7%	80.6%

※「協会全体」は令和4年5月末時点

内訳：医科入院84.4%、医科入院外66.3%、歯科39.1%、調剤80.3%

(※1) 医科、DPC、歯科、調剤における使用割合

2. 戦略的保険者機能関係 ⑩広報活動

事業内容

- 協会けんぽの活動内容を正しく理解いただくため、各種の広報媒体を活用した広報活動を行う。

取組

- 事業所あてに毎月送付される広報チラシのほか、ホームページやメールマガジンなどを活用したタイムリーな情報提供を実施する。
- 加入者及び事業主と協会けんぽとの橋渡しの役割を担っている健康保険委員の委嘱拡大に向けた文書勧奨等を実施する。
- 健康保険委員へ定期的な情報提供を行う。

実施結果

- 各種広報により、インセンティブ制度の仕組み等協会けんぽの事業活動への理解度向上を図った。
- 健康保険委員への情報誌「架け橋」を送付した。
 - ・四半期ごとの送付
- 香川支部の特徴・傾向・課題・事業等を可視化した広報媒体「かがわ号・島めぐり」を7月に事業主あてに送付し、合せてアンケート調査を実施した。

今後の対応

- 健康保険委員としての永年の活動や功績等に対する健康保険委員功労者表彰式を11月に実施予定。
 - ・大臣表彰：1名、・理事長表彰：4名、・支部長表彰：14名
- 令和4年度下半期も引き続き定期的にタイムリーな情報提供を行うほか、健康保険委員についても更なる委嘱拡大を図る。

K P I	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を62.7%以上とする		
実績	令和4年度上半期実績 ※R4.6月末時点 (対前年度同期比)	令和3年度実績	(参考) 協会全体
	62.81% (全国8位) (+1.52ポイント)	62.92%	48.14%

※「協会全体」は令和4年6月末時点

2. 戦略的保険者機能関係 ⑰地域関係団体等への意見発信

事業内容

- 加入者が適切な医療を受けられるよう、香川県内の各種公会議等に参加し、意見発信を行う。

取組

- 本部から提供される資料及び協会が保有するレセプトデータを用いて医療費等の分析を行うとともに、各種公会議等において適切に意見発信を行う。
- 香川県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会において、ジェネリック医薬品の使用促進が進むよう意見発信を実施する。

実施結果

- がん検診と特定健診の同時受診促進による受診率向上を図るため、香川県保険者協議会において働きかけを行い、実施自治体を拡大させた。
- 柔整療養費の適正化を図るため、香川県保険者協議会において働きかけを行い、香川県及び全参加保険者による連名、かつ四国厚生支局の後援による適正利用促進ポスターを作成し、下半期に県内保険者及び自治体、施術所等において、掲示により制度周知を図る準備を行うことができた。

今後の対応

- 令和4年度下半期も引き続き、各種公会議等に参加していくとともに積極的な意見発信を行っていく。また、ジェネリック医薬品の使用促進や各保険者、関係団体と連携した健診・保健指導の推進などについて各種会議の場において働きかけを行う。

KPI	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する		
実績	令和4年度上半期実績	令和3年度実績	(参考) 全国平均
	実施	—	未確定

3. 組織・運営体制関係 ⑱コスト削減等

事業内容

調達における競争性を高めるため、調達見込み額が100万円を超える調達は一般競争入札を原則とし、随意契約が適当なものについては調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査を行う。

取組

- 一般競争入札の推進及び調達審査委員会の適宜開催による調達案件審査を実施する。
- 十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- 参加が予想される業者への入札参加に向けた声掛けの実施と一者応札となった場合の原因の検証を行う。

実施結果

- 一般競争入札を6件実施し、内2件が一者応札であり、割合は33.3%となっている。

今後の対応

●一者応札となった原因を改善するため、業者への更に幅広い声掛けや、十分な公告期間の確保に努める等、契約事務の透明化を徹底する。

K P I	入札件数が5件以上の場合、一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。年間4件以下の場合は1件以下とする。		
	令和4年度上半期実績	令和3年度実績	(参考)協会全体
実績	33.3%	16.7%	未確定